

新たな土地改良長期計画について

1. はじめに

新たな土地改良長期計画（令和3年度～7年度）（以下「長期計画」という。）が令和3年3月23日に閣議決定されました。長期計画では、食料の安定供給や多面的機能を維持していくために、①人口減少下で持続的に発展する農業、②多様な人が住み続けられる農村を目指す姿勢とし、それを下支えする土地改良事業を推進することとしています。



2. 土地改良事業の方向性

長期計画では、以下の3つの視点を踏まえ、①生産基盤の強化による農業の成長産業化（産業政策）、②多様な人が住み続けられる農村の振興（地域政策）、③農業・農村の強靱化（両政策を支える）と3つの政策課題、さらに5つの政策目標に位置付けた9つの施策を設定しています。



3. 施策の成果目標・事業量と信調の取組

長期計画ではこれら施策の成果目標・事業量が設定されています。信調では、「地域による農地・農業用水等の保管理面積 約280万ha」、「耐震対策に着手する国営造成施設 約37,000箇所」、「更新に着手する基幹的農業水利施設 水路約1,200km、機場等約260箇所」、「農業水利施設のストック適正化等に着手する地区 約150地区」の目標達成に貢献できるよう努めて参ります。

出典：農林水産省 HP <https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/totikai/attach/pdf/index-29.pdf>